

# 鳥取県公報

## 目次

◇人委規則 職員等の旅費の支給に関する規則

## 人委規則

鳥取県人事委員会規則第十三号

職員等の旅費の支給に関する規則をここに公布する。

昭和二十七年十二月二十三日

鳥取県人事委員会委員長 倉 繁 良 逸

職員等の旅費の支給に関する規則

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

### 第一節 総 則

(この規則の目的)

一 條 この規則は、職員等の旅費に関する條例(昭和二十七年鳥取県條例第四十号。以下「條例」という。)の規定に基づき、職員の旅費の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(旅行命令権の委任通知)

第二 條 任命権者は旅行命令等を発する権限を委任した場合には、その委任を受けた者の職名を支払担当者に通知しなければならない。但し専決規定に定めがある場合には通知を要しないものとする。

(旅行命令等の通知)

第三 條 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更した場合には、当該旅行命令簿等を支払担当者に提示しなければならない。

(兼務職員の旅行)

第四 條 職員で他の職務を兼ねるものが、その兼ねる職務によつて旅行した場合には、当該取務相当の旅

費を支給するものとする。

(旅費の概算)

第五條 一回の旅行日数が二夜三日以上の場合には旅費を概算するものとする。但し特別の事情がある場合には、この限りでない。

二 二夜三日以内の旅行にあつても、特別の事情がある場合には、旅費を概算することができる。

(旅費の精算)

第六條 條例第十四條第二項に規定する期間は、やむを得ない事情のため支払担当者の承認を得た場合を除く外、旅行の完了した日の翌日から起算して五日以内とする。

二 概算払にかかる旅費以外の旅費にあつては、旅行命令権者は旅行の完了した日の翌日から起算して五日以内に精算し、精算書を支払担当者に送附しなければならない。

支払担当者は精算書を受領した日の翌日から起算して十日以内に支払しなければならぬ。但し特別の事情

のある場合には、この期間を延長することができる。

(過払金の返納)

第七條 條例第十四條第三項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して十日以内とする。

(過払金の差引)

第八條 條例第十四條第四項に規定する給与の種類は、職員の給与に関する條例(昭和二十六年鳥取県條例第三号)に規定する給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当、又はこれらに相当する給与とする。

第二節 路程の計算

(路程の計算)

第九條 旅費の計算上必要な路程の計算は、左の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。  
一 鉄道 日本国有鉄道及びその他の鉄道会社の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

二 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程

三 陸路 県内については別表第一に掲げる路程、県外については郵政省の調に係る郵便線路図に掲げる路程

二 前項の規定により路程を計算しがたい場合には同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により路程を計算することができる。

第十條 前條第一項第三号の規定による陸路を計算する場合には、県内陸路料程表に掲げる各市町村内における役場(出張所等を含む)又は郵便線路図に掲げる各市町村(都については各特別区)内における郵便局で当該旅行の出発箇所又は目的箇所にも最も近いものを起點とすることができる。

第十一條 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路を計算する場合には、前條の規定にかかわらず鉄道駅、波止場又は飛行場をも起點とすることができる。

第十二條 前二條の規定により陸路を計算することが

適當でない場合には、同條の規定にかかわらず、地方公共団体の長の証明する元標その他当該陸路の路程の計算について信頼するに足るものを起點として計算することができる。

第三節 特別な旅費の取扱

(証人、講師等の旅費)

第十三條 條例第三条第四項の規定により支給する旅費の額は、左の各号に規定する額とする。

一 証人、参考人として旅行する場合には、七級の職務にある者として計算した額

二 鑑定人、通訳、講師等として旅行する場合には左に規定する額

イ 当該旅行者が国家公務員である場合には、その職務の級に従い国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の規定により支給される額

ロ 当該旅行者が地方公務員である場合には、その職務の級に従い條例の規定により支給される額

ハ当該旅行者が前二号に規定する以外の者である場合には、十級の職務にある者として、條例の規定により支給される額。但し、この規定によることを適当としない場合には、旅行命令権者は人事委員会と協議して別に支給する旅費額を定めることができる。

(旅行取消等の場合における旅費)

第十四條 條例第三條第五項の規定により支給する旅費の額は、左の各号に規定する額とする。

一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかった額。但し、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について條例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれこえることができない。

二 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について條例により支給を受けることが

できた移転料の額の三分の一に相当する額の範囲内の額

(旅費喪失の場合における旅費)

第十五條 條例第三條第六項の規定により支給する旅費の額は、左の各号に規定する額による。但し、その額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。

一 現に所持していた旅費額(輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの(以下「切符類」という。)を含む。以下本條において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため條例の規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には前号に規定する額から喪失を免れた旅費額(切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額)を差し引いた額

(航空賃)

第十六條 條例第十七條に規定する航空賃は、任命権

者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的な通常の経路又は方法によつて旅行しがたいと認め、航空機の利用を許可した場合に限り支給することができる。

(着後手当)

第十七條 條例第二十三條に規定する着後手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は別表第二のとおりとする。

(日額旅費)

第十八條 條例第二十五條に規定する日額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は別表第三のとおりとする。

2 別表第四に掲げる職員に支給する日額旅費は、別表第三の定額に別表第四の割増率を乗じて計算した額による。

(在勤地内旅行の日当)

第十九條 條例第二十六條第二号に規定する日当の額は、左の各号に掲げるものとする。

一 旅行が行程八キロメートル以上十六キロメートル未満の場合又は引き続き五時間以上八時間未満の場合には、日当の定額の三分の一に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

二 旅行が行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の場合には、日当の定額の二分の一に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

第四節 旅費の調整

(旅費の調整)

第二十條 條例第三十一條第一項に規定する調整の基準は左の各号に掲げるとおりとする。

一 職員の職務の級がさかのぼつて変更された場合において、当該職員が既に行つた旅行については、その変更に伴う旅費額の増減は行わないものとする。

二 講習、研修等を受けるため旅行する職員に対し支給する旅費は別表第五のとおりとする。但し、特別の事情

がある場合にはこの限りでない。

三 旅行する職員が果用の交通機関を無料で利用して旅行した場合には、その区間の鉄道賃、船賃及び車賃は支給しないものとする。

四 水産試験船、取締船及び実習船に乗り組む職員が試験調査、取締及び実習等のため一日につき水路五時間未満の航海を行った場合には日当を支給しない。果用の自動車による旅行をした場合は日当は、陸路五十キロメートル未満の場合にあつては日当定額の二分の一に相当する額とする。但し在勤地内旅行にあつては第十九條の規定による日当の額とする。

五 旅行者が旅行中の公務傷病により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、正規の日当及び宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の二分の一に相当する額は、これを支給しないものとする。

六 赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときは、その現実の路程に応

じた條例別表第二の移転料定額による額とする。

七 県の経費以外の経費から旅費が支給されるため、正規の旅費を支給することが適当でない場合には、当該旅行のうち県の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は、支給しないものとする。

(打切旅費)

第二十一條 條例第三十一條第二項の規定により旅費の定額を減じその一部を支給する場合の基準は左の各号に掲げるとおりとする。

一 日当、宿泊料については定額の二分の一を下らぬ額

二 鉄道賃及び船賃については最下級の運賃を下らぬ額

三 車賃についてはバス、電車運賃の実費額を下らぬ額

第五節 様式

(旅行命令簿等の記載事項及び様式)

第二十二條 條例第四條第五項に規定する旅行命令簿等の記載事項及び様式は別表第六による。

(旅費請求書の種類、記載事項及び様式)

第二十三條 條例第十四條第一項に規定する旅費請求書

の種類、記載事項及び様式は左の区分による。

請求事由

様式

一 條例第三條第一項及び第四項 (普通の出張旅費の請求)

別表第七(第一号)

二 條例第三條第一項 (赴任旅費、移転料及び着後手当の請求)

別表第七(第二号)

三 條例第二十四條 (扶養親族移転料の請求)

別表第七(第三号)

四 條例第二十五條 (日額旅費の請求)

別表第七(第三号)

五 條例第三條第五項 (旅行取消等の場合における旅費の請求)

別表第七(第四号)

六 條例第二十九條 (遺旅の旅費の請求)

別表第七(第五号)

七 條例第三條第六項 (交通機関の事故に因る喪失旅費の請求)

別表第七(第五号)

2 條例第十四條第一項に規定する旅費請求書に添付すべき書類は、別表第八に掲げる書類とする。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年一月一日以後の旅行から適用する。

2 昭和二十八年三月三十一日までは、従前の様式による旅行命令簿及び旅費請求書を使用することができる

3 地方公務員法第五十七條に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費の取扱については、当分の間、この規則の各相当規定を準用する。

別表第二(着後手当)

支給条件	支給額	支給される者の範囲	支給方法
新在勤地に到着後直ちに当該職員が引続いて利用することができる県設宿舍を利用する場合	條例別表第一の日当定額の二日分及び宿泊料定額の二夜分に相当する額(以下「何日何夜」という。)	職員	精算払とする
赴任に伴う移転の路程が鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満の場合	三日 三夜	〃	〃
赴任に伴う移転の路程が鉄道百キロメートル以上二百キロメートル未満の場合	四日 四夜	〃	〃
赴任に伴う移転の路程が二百キロメートル以上の場合	五日 五夜	〃	〃

別表第三(日額旅費)

日額旅費を受ける者	支給条件	支給額	交通機関を利用する場合	支給方法
一 労政事務所に勤務し組合情報のしゅう集に従事する職員	所轄区域を巡回した場合で当該旅行が行程八キロメートル以上十六キロメートル未満又は引き続き五時間以上八時間未満のとき	六〇円	交通機関を利用する場合	一月分まとめて精算払とする。
二 家畜保健衛生所に勤務する技術取員	所轄区域を巡回した場合で当該旅行が行程八キロメートル以上十六キロメートル未満又は引き続き五時間以上八時間未満のとき	六〇円	交通機関を利用する場合	一月分まとめて精算払とする。
三 蚕業取締所支所及び蠶業技術指導所に勤務する技術職員	所轄区域を巡回した場合で当該旅行が行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上のとき	九〇円	交通機関を利用する場合	一月分まとめて精算払とする。
四 土木出張所、港湾修築事務所、港務所、火災復興事務所、戦災復興事務所及び県管発電所に勤務する職員	所轄区域を巡回した場合で当該旅行が行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上のとき	九〇円	交通機関を利用する場合	一月分まとめて精算払とする。
五 保健所に勤務する環境衛生監視員、食品衛生監視員及び保健婦	所轄区域を巡回した場合で当該旅行が行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上のとき	九〇円	交通機関を利用する場合	一月分まとめて精算払とする。
六 農業用水改良事業所及び干拓事務所に勤務する職員	所轄区域を巡回した場合で当該旅行が行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上のとき	九〇円	交通機関を利用する場合	一月分まとめて精算払とする。
七 地方に滞在する農業改良普及員及び生活改良普及員	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合	〃	交通機関を利用する場合	一月分まとめて精算払とする。
八 地方に滞在する林業技術普及員、林業経営指導員及び木炭検査員	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合	〃	交通機関を利用する場合	一月分まとめて精算払とする。
九 地方に滞在する営農指導員及び保健婦	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合	〃	交通機関を利用する場合	一月分まとめて精算払とする。
十 地方に滞在し社会教育事業のため映写する職員	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合	〃	交通機関を利用する場合	一月分まとめて精算払とする。
十一 定時制課程の授業を担当し指導のため巡回する教職員	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合	〃	交通機関を利用する場合	一月分まとめて精算払とする。

別表第四 (割増率)

職務の等級

十三級以上の職務にある者  
十一級及び十二級の職務にある者  
九級及び十級の職務にある者  
八級の職務にある者

割増率

六割  
四割  
二割  
一割

別表第五 (講習研修等の旅費)

旅行事由	鉄道賃及び船賃	車賃	日当	宿泊料	支給条件
	甲地方	乙地方			
県内における講習、研修等の場合	賃	賃	六〇円	三五〇円	宿泊料は鉄道の路程が片道五十キロメートル未満陸路片道二十五キロメートル未満の場合には支給しない。但し研修の都合により宿泊を必要とする場合にはこの限りでない。 日当は講習等の場所が在勤地内で期間が五日未満の場合には支給しない。
県外における講習、研修等の場合	賃	賃	六〇円	三五〇円	

別表第八 (添附書類)

第一 第二十三條第一項第一号に規定する請求書に添附すべき書類

一 條例第八條但書に規定する旅費の計算の場合

二 條例第十六條第一項第四号に規定する寝台料金

三 條例第十七條に規定する航空賃

四 條例第十八條第一項但書に規定する車賃

五 條例第十九條第二項の規定による宿泊の場合における日当又は條例第二十條第二項に規定する宿泊料

県外における七日以上にわたる講習、研修等の場合	賃	賃	賃	賃	賃	賃	賃
	六〇円	三〇〇円	二〇〇円	九〇円	五〇〇円	四〇〇円	講習、研修等の期間が七日以上二十日未満のとき上記の額とする。
県外における七日以上にわたる講習、研修等の場合	賃	賃	賃	賃	賃	賃	賃
	六〇円	四〇〇円	三〇〇円	六〇円	四〇〇円	三〇〇円	講習、研修等の期間が二十日以上四十日未満のときは條例第十條第一項の規定にかかわらず、二十日を超える部分につき上記の額とする。
県外における七日以上にわたる講習、研修等の場合	賃	賃	賃	賃	賃	賃	賃
	六〇円	三〇〇円	二〇〇円	六〇円	四〇〇円	三〇〇円	講習、研修等の期間が四十日以上るときは條例第十條第一項の規定にかかわらず、四十日を超える部分につき上記の額とする。

公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類

公務上の必要を証明する書類

その支払を証明するに足る書類

公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類

公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類

- 六 條例第二十六條第三号に規定する宿泊料
- 七 條例第二十六條第四号に規定する移転料
- 八 條例第二十七條第一項第二号に規定する鉄道賃、船賃又は車賃
- 九 條例第二十八條に規定する旅費
- 十 條例第二十九條第三項に規定する旅費
- 十一 別表第七に規定する県内における宿泊料
- 第二 第二十三條第一項第二号に規定する旅費請求書に添附すべき書類
  - 一 條例第二十二條に規定する移転料  
扶養親族であること、及びその移転を証明する書類の外、條例第二十二條第三項の規定に該当する場合にはその期間延長の許可書
  - 二 條例第二十四條に規定する扶養親族移転料  
扶養親族であること並びにその年令及び移転を証明する書類

公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類  
 公設宿舍に居住又はその移転を証明する書類  
 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類  
 旅行中に退職等となつたこと、退職等の事由、退職等を知つた日にいた地及び所定の期間内に退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類  
 職員の死亡、遺族であること及びその帰住を証明する書類  
 宿泊を必要とする事情を証明する書類

- 第三 第二十三條第一項第三号に規定する旅費請求書に添附すべき書類  
公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
- 第四 第二十三條第一項第四号に規定する旅費請求書に添附すべき書類
  - 一 條例第三條第五項に規定する旅行取消等の旅費  
損失額、旅行命令等の取消又は旅費の支給を受けることができる者の死亡及び扶養親族であることを証明する書類
  - 二 條例第二十九條に規定する遺族の旅費  
職員の死亡、その死亡地及び遺族であることを証明する書類

第五 第二十三條第一項第五号に規定する旅費請求書に添附すべき書類  
 交通機関の事故により旅費額を喪失したこと及び喪失額を証明する書類

別表第一 (県内陸路料概表)

岩 美 郡 料 程 表

粟	田後	浦富	蒲生	岩井	小田	本庄	細代	大岩	福部	高野	高野	宇野	面影	米里	津井	倉田	鳥取
22.1	20.2	18.7	24.1	19.7	18.4	16.3	17.7	14.7	12.0	20.0	12.7	5.7	3.4	5.5	6.4	7.3	
29.4	27.5	26.1	31.4	27.1	25.7	23.6	25.1	22.1	19.3	22.6	15.4	8.4	5.1	3.0	6.5		
26.4	24.5	23.1	28.4	24.1	22.7	20.6	22.1	19.1	16.3	18.5	11.3	4.3	3.0	3.5			
27.5	25.6	24.2	29.5	25.2	23.8	21.7	23.2	20.2	17.4	19.6	12.4	5.4	2.1				
25.5	23.6	22.2	27.5	23.2	21.8	19.7	21.2	18.2	15.4	19.1	11.8	4.8					
22.7	20.8	19.4	24.7	20.4	19.1	17.0	18.4	15.4	12.6	14.2	7.0						
29.7	27.8	26.4	18.7	23.1	26.1	24.0	25.4	22.4	19.6	7.2	旧成巻						
24.1	22.2	20.7	11.5	15.8	22.5	19.3	23.5	23.0	25.7	旧大巻							
10.1	8.2	6.7	12.1	7.7	6.4	4.3	5.7	2.7	福部								
7.3	5.4	4.0	11.4	7.1	5.7	3.6	3.0	大岩									
7.8	6.0	4.5	12.0	7.6	6.3	4.2	網代										
6.3	4.4	3.0	7.7	3.4	3.2	本庄											
9.5	7.6	6.2	11.0	6.6	小田												
8.2	6.3	4.8	4.3	岩井													
12.5	10.6	9.2	蒲生														
3.3	1.4	浦富															
4.7	田後																

鳥取市、岩美郡津原町内間料程

- 津ノ井村より八頭郡家町へ 5.2
- 倉田村より八頭郡河原町へ 5.5
- 宇野野村より八頭郡下私郡村へ 6.8
- 津ノ井村より八頭郡下私郡村へ 6.4
- 鳥取市より気高郡千代水村へ 3.4
- 倉田村より気高郡大正村へ 7.0
- 鳥取市より気高郡大正村へ 2.4

八 頭 郡 料 程 表

山郷	智頭	社	佐治	用瀬	大	下私郡	中私郡	上私郡	池田	若桜	丹比	八東	安部	船岡 旧集	大御門	散岐	西郷	八上	河原	国英	船 岡		国中	
																					旧大伊	旧船岡		
32.4	24.1	14.6	21.5	13.2	11.5	4.2	8.3	11.4	25.3	19.3	12.7	9.8	7.2	5.2	5.2	9.5	12.1	9.2	7.3	6.0	7.3	3.5	4.2	郡家
28.0	19.6	10.2	16.6	8.7	7.1	6.7	10.8	14.0	25.4	19.4	12.8	10.0	7.3	3.8	5.3	5.3	7.8	5.0	3.4	1.7	5.5	1.7	国中	
28.8	20.5	11.1	18.0	10.7	8.0	6.8	11.0	14.1	24.1	18.1	11.5	8.2	6.0	2.1	4.0	6.6	9.2	6.3	5.2	3.1	3.7	旧船岡		
32.6	24.3	14.8	21.7	13.4	11.7	10.6	14.7	17.8	27.8	21.8	15.3	12.0	9.7	5.8	7.7	10.4	13.0	10.1	9.0	6.8	旧大伊			
26.2	17.8	8.4	14.8	7.0	5.3	8.5	12.6	15.7	27.2	21.2	14.6	11.3	9.1	5.2	7.1	3.5	6.1	3.2	2.5	国英				
28.4	20.1	10.6	15.1	9.2	7.5	9.7	14.7	17.8	28.8	22.8	16.3	13.4	10.7	7.3	8.7	3.7	5.0	2.1	河原					
26.3	18.0	8.5	13.0	7.1	5.4	11.7	15.8	19.0	30.4	24.4	17.8	14.5	12.3	8.4	10.3	1.6	2.8	八上						
29.2	20.8	11.4	12.8	10.0	8.3	14.6	18.7	21.8	33.3	27.3	20.7	17.4	15.2	11.3	13.2	4.5	西郷							
24.6	16.3	6.8	11.3	5.4	3.7	12.1	16.2	19.3	30.7	24.7	18.2	14.8	12.6	8.7	10.6	散岐								
32.8	24.5	15.1	22.0	13.6	12.0	8.5	12.6	14.0	20.1	14.1	7.5	4.6	2.0	2.6	大御門									
31.0	22.6	13.2	20.1	11.7	10.1	8.5	12.6	15.7	22.4	16.4	9.8	6.1	4.3	旧集										
34.8	26.5	17.1	24.0	15.6	14.0	10.5	14.6	12.0	18.1	12.1	5.5	2.6	安部											
37.1	28.7	19.3	26.2	17.8	16.2	13.2	13.5	10.4	16.5	10.5	4.0	八頭												
40.4	32.1	22.6	29.5	21.2	19.5	13.8	9.7	6.6	12.7	6.7	丹比													
47.0	38.6	29.2	36.1	27.7	26.1	19.5	15.4	12.3	6.0	若桜														
53.0	44.6	35.2	42.1	33.7	32.1	25.5	21.4	18.3	池田															
42.0	33.6	24.2	31.1	22.7	21.1	7.2	3.1	上私郡																
38.8	30.5	21.1	28.0	19.6	18.0	4.1	中私郡																	
34.7	26.4	17.0	23.8	15.5	13.8	下私郡																		
20.8	12.5	3.1	10.0	1.6	大																			
19.2	10.8	1.4	8.3	用瀬																				
27.3	19.0	8.6	佐治																					
18.6	10.3	社																						
8.3	智頭																							
山郷																								

八頭郡 接続町間料程

- 郡家町より岩美郡津ノ井村迄 5.2 料
- 河原町より岩美郡倉田村迄 5.5
- 下私郡村より岩美郡宇倍野村迄 6.8
- 下私郡村より岩美郡津ノ井村迄 6.4
- 河原町より気高郡大和村迄 4.0

氣高郡料程表

勝部	中郷	日置	日置谷	青谷	浜村	勝谷	逢坂	小鷲河	鹿野	瑞穂	宝木	酒津	未恒	吉岡	大郷	湖山	千代水	松保	豊実	明治	東郷	大正	美郷	大和	藤戸			
47.1	43.1	45.5	42.4	40.1	33.2	31.2	31.6	32.4	28.4	32.4	29.4	30.6	23.3	18.7	20.8	19.0	16.5	17.1	16.2	7.4	14.5	13.5	9.1	7.1	藤戸			
40.0	36.0	38.4	35.3	33.0	26.1	24.3	24.7	25.5	21.5	25.3	22.3	23.5	16.2	11.8	14.0	11.6	9.4	10.0	9.3	14.1	7.3	6.4	2.2	大和	大和			
38.1	34.1	36.5	33.4	31.1	24.2	22.4	22.8	23.6	19.6	23.4	20.4	21.6	14.3	10.0	12.0	9.7	7.5	8.1	7.4	12.2	6.4	4.5	美郷					
33.9	29.5	32.0	28.8	26.5	19.6	21.2	21.6	22.4	18.4	18.8	15.8	17.1	9.7	8.7	8.7	5.2	3.0	3.5	4.1	11.0	4.2	大正						
36.6	32.6	35.1	32.0	29.6	22.7	20.3	20.7	21.5	17.5	21.7	19.0	20.2	13.6	7.8	9.8	9.1	7.2	7.4	5.3	10.1	東郷							
40.1	36.1	38.5	35.4	33.1	26.2	23.7	24.2	25.0	21.0	25.2	22.4	23.7	17.1	11.3	13.4	12.5	14.0	10.8	8.7	明治								
32.1	28.1	30.5	27.4	25.1	18.2	18.3	18.7	19.5	15.5	17.3	14.4	15.6	8.3	5.8	7.3	3.7	6.2	2.1	豊実									
30.2	26.2	28.6	25.5	23.2	16.3	16.7	17.2	18.0	14.0	15.5	12.5	13.7	6.4	6.2	5.1	1.8	5.6	松保										
33.3	29.3	31.7	28.6	26.3	19.4	22.5	24.3	25.1	21.1	18.6	15.6	16.8	9.5	11.4	10.8	5.0	千代水											
28.3	24.3	26.7	23.6	21.3	14.4	17.5	18.6	19.4	15.4	13.6	10.6	11.8	4.5	8.1	7.0	湖山												
28.0	24.0	26.4	23.3	21.0	14.1	11.6	12.1	12.8	8.8	13.1	10.3	11.5	4.2	2.0	大郷													
28.7	24.7	27.2	24.1	21.7	14.8	12.4	12.8	13.6	9.6	13.8	11.1	12.3	6.2	吉岡														
23.7	19.7	22.2	19.1	16.7	9.8	13.0	14.1	14.8	10.8	9.1	6.1	7.3	未恒															
18.8	14.8	17.3	14.2	11.8	5.0	8.1	10.2	11.3	7.3	4.2	1.2	酒津																
17.6	13.6	16.1	13.0	10.6	3.7	6.8	9.0	10.1	6.1	3.0	宝木																	
19.1	15.1	17.5	14.4	12.1	5.2	7.0	7.4	8.2	4.2	瑞穂																		
20.2	16.2	18.6	15.5	13.2	5.8	2.7	3.2	4.0	鹿野																			
20.5	16.5	19.0	15.8	13.5	9.2	6.7	3.5	小鷲河																				
17.0	13.0	15.4	12.3	10.0	5.6	3.6	逢坂																					
17.7	13.7	16.2	13.1	10.7	3.1	勝谷																						
14.6	10.6	13.1	10.0	7.6	浜村																							
7.0	3.0	5.4	2.3	青谷																								
8.2	4.2	3.1	日置谷																									
11.3	7.3	日置																										
6.0	中郷																											
勝部																												

氣高郡

隣町間料程

- 千代水村より鳥取市え 料 3.4
- 大正村より鳥取市え 2.4
- 大和村より八頭郡河原町え 4.0
- 青谷町より東伯郡泊村え 7.7
- 中郷村より東伯郡泊村え 8.3
- 勝部村より東伯郡東郷松崎町え 10.6
- 小鷲河村より東伯郡三徳村え 15.7
- 小鷲河村より東伯郡小鹿村え 18.3
- 大正村より岩美郡倉田村え 7.0

東伯郡料程表

下中山	上中山	安田	以西	成美	赤崎	八橋	上郷	古布庄	下郷	浦安	由良	大誠	栄	瀬手	中北条	上北条	下北条	社	高城	北谷	山守	南谷	矢送	上小鴨	舊小鴨	上井	西郷	竹田	旭	三朝	小鹿	三徳	花見	東郷	舍人	浅津	長瀬	橋津	宇野	泊	倉吉
32.0	26.1	23.5	28.8	23.7	20.4	17.8	17.8	21.0	15.6	16.1	10.5	8.1	9.4	5.8	7.8	5.6	7.7	3.7	7.7	6.5	18.5	13.7	11.0	6.4	3.7	5.3	5.3	15.8	5.0	8.3	13.2	10.6	7.5	10.2	13.1	10.8	9.8	11.3	13.4	18.7	倉吉
40.8	35.0	32.4	37.7	32.6	29.3	26.7	28.3	31.4	26.1	25.2	19.4	17.4	21.1	18.7	11.4	13.2	14.6	21.6	26.5	25.3	37.3	32.5	29.7	25.2	22.5	13.5	15.0	22.3	21.4	20.5	20.7	18.2	11.2	8.8	6.0	9.4	9.2	7.4	5.3	泊	
85.5	29.6	27.1	32.4	27.3	24.0	21.4	23.0	26.1	20.7	19.8	14.1	12.1	15.7	13.4	6.2	7.8	9.3	16.3	21.2	20.0	32.0	27.2	24.4	19.8	17.2	8.2	9.6	27.0	16.1	18.1	20.4	17.8	5.8	8.5	6.8	4.1	3.8	2.1	宇野		
33.4	27.5	25.0	30.3	25.2	21.8	19.3	20.8	24.0	18.6	17.7	12.0	10.0	13.6	11.3	4.1	5.7	7.2	14.2	19.1	17.8	29.8	25.1	22.3	17.7	15.1	6.1	7.5	24.8	14.0	16.0	18.3	15.7	3.7	6.4	9.0	2.0	1.7	橋津			
31.8	26.0	23.4	28.7	23.6	20.3	17.7	19.3	22.4	17.1	16.2	10.4	8.4	12.1	9.7	2.5	4.2	5.6	12.6	17.5	16.3	28.4	23.6	20.8	16.3	13.6	4.5	6.4	23.6	12.7	14.8	17.2	14.6	2.6	5.3	8.2	1.7	長瀬				
33.0	27.1	24.5	29.8	24.7	21.4	18.8	20.4	23.5	18.2	17.3	11.5	9.5	13.2	10.8	3.6	5.3	6.7	13.7	18.6	17.4	29.4	24.6	21.8	17.3	14.6	5.6	7.1	24.4	13.5	15.5	17.8	15.3	2.3	6.0	8.8	浅津					
34.1	32.2	29.6	35.0	29.8	26.5	24.0	25.5	28.6	23.3	22.4	16.6	14.6	18.3	16.0	8.7	10.4	11.8	16.8	20.8	19.6	31.6	26.8	24.1	19.5	16.8	10.7	9.3	26.6	15.7	14.5	14.7	12.2	5.5	2.8	舍人						
35.2	29.3	26.7	32.1	27.0	23.6	21.1	22.6	25.7	20.4	19.4	13.7	11.7	15.4	13.1	5.8	7.5	9.0	14.0	18.0	16.7	28.7	24.0	21.2	16.6	14.0	7.8	6.4	23.7	12.8	11.6	11.8	9.3	2.6	東郷							
32.5	26.6	24.1	29.4	24.3	21.0	18.4	20.0	23.1	17.7	16.8	11.1	9.1	12.7	10.4	3.2	4.8	6.3	11.3	15.3	14.1	26.1	21.3	18.5	14.0	11.3	5.2	3.7	21.1	10.2	12.2	14.5	12.0	花見								
42.3	36.4	33.8	39.2	34.1	30.7	28.2	28.5	31.6	26.7	26.6	20.8	18.7	20.1	16.5	15.0	13.3	16.1	14.4	18.4	17.2	29.2	24.4	21.6	17.1	14.4	13.0	10.7	17.0	6.1	2.3	2.5	三徳									
44.8	39.0	36.4	41.7	36.6	33.3	30.7	31.1	34.2	28.8	29.2	23.4	21.3	22.6	19.1	17.5	15.8	18.6	17.0	21.0	19.7	31.7	27.0	24.2	19.6	17.0	15.5	13.3	19.5	8.6	4.8	小鹿										
40.0	34.1	31.5	36.8	31.7	28.4	25.8	26.2	29.3	24.0	24.3	18.5	16.4	17.7	14.2	12.6	11.0	13.7	12.1	16.1	14.8	26.8	22.1	19.3	14.7	12.1	10.6	8.4	14.6	3.7	三朝											
37.0	31.1	28.5	33.8	28.7	25.4	22.8	22.8	26.0	20.6	21.1	15.5	13.1	14.4	10.8	10.2	8.5	11.3	8.7	12.7	11.5	23.5	18.7	16.0	11.4	8.7	8.2	6.4	10.8	旭												
47.8	42.0	39.4	44.7	39.6	36.3	33.7	33.7	36.8	31.5	32.0	26.4	24.0	25.3	21.7	21.1	19.4	22.2	19.6	23.6	22.4	34.4	29.6	26.8	22.3	19.6	19.1	17.3	竹田													
32.4	26.5	24.0	29.3	24.2	20.8	18.3	19.8	23.0	17.6	16.7	11.0	9.0	12.6	10.3	5.1	3.4	6.2	9.1	13.1	11.8	23.8	19.1	16.3	11.7	9.1	上井	西郷														
32.2	26.3	23.7	29.1	24.0	20.6	18.1	18.0	21.1	15.7	16.2	12.0	9.5	9.5	7.3	11.1	9.4	9.2	7.8	7.8	6.6	14.7	10.0	7.2	2.6	旧小鴨																
34.8	29.0	26.4	31.7	26.6	23.3	20.7	20.6	23.7	18.4	18.8	14.6	12.2	12.2	10.0	13.7	12.1	11.8	6.5	10.5	9.3	12.1	7.3	4.5	上小鴨																	
35.2	29.3	26.7	32.1	27.0	23.6	21.1	19.1	22.2	16.8	19.2	19.2	16.7	16.3	14.5	18.5	16.6	16.4	9.3	9.0	6.3	8.0	3.2	矢送																		
37.1	31.2	28.6	34.0	28.8	25.5	23.0	21.0	24.1	18.7	21.1	21.1	19.0	18.2	6.7	24.1	19.4	18.6	11.2	10.8	8.2	4.7	南谷																			
41.8	36.0	33.4	38.7	33.6	30.3	27.7	25.7	28.8	23.5	25.8	25.8	23.7	23.0	21.5	25.8	24.2	23.4	16.0	15.6	13.0	山守																				
29.5	23.6	21.1	26.4	21.4	18.0	15.4	13.4	16.5	11.2	13.5	13.5	11.4	10.6	19.2	13.7	12.2	11.1	3.5	3.3	北谷																					
26.2	20.3	17.7	23.1	18.0	14.6	12.1	10.1	13.2	7.8	10.2	10.8	11.6	8.0	10.4	15.0	13.4	12.3	4.8	高城																						
29.6	22.6	21.2	26.5	21.4	18.1	15.5	15.0	18.1	12.7	13.6	9.8	7.7	7.0	5.5	10.1	9.4	7.4	社																							
26.2	20.3	17.7	23.1	18.0	14.6	12.1	13.6	16.7	11.4	10.5	4.7	2.7	6.4	4.1	3.1	2.2	下北条																								
29.4	23.5	21.0	26.3	21.2	17.8	15.2	16.8	20.0	14.6	13.7	8.0	6.0	9.6	7.3	1.6	上北条																									
29.3	23.4	20.8	26.2	21.1	17.7	15.2	16.7	19.8	4.5	13.6	7.8	5.8	9.5	7.2	中北条																										
26.4	20.5	18.0	23.3	18.2	14.8	12.3	12.8	16.0	10.6	10.4	5.7	3.3	3.7	瀬手																											
22.6	16.7	14.2	19.5	14.4	11.1	8.5	9.1	12.2	6.8	6.6	2.8	3.6	栄																												
23.8	18.0	15.4	20.7	15.6	12.3	9.7	11.3	14.4	9.1	8.2	2.4	大誠																													
21.4	15.5	13.0	18.3	13.2	9.8	7.3	8.8	12.0	6.6	5.7	由良																														
16.1	10.2	7.6	13.0	7.8	4.5	2.0	4.6	8.4	2.4	浦安																															
18.5	12.6	10.1	15.4	10.3	7.0	4.4	2.2	6.0	下郷																																
24.5	18.6	16.1	21.4	16.3	13.0	10.4	8.2	古布庄																																	
20.7	14.8	12.3	17.6	12.5	9.2	6.6	上郷																																		
14.1	8.2	5.6	11.0	5.8	2.5	八橋																																			
11.5	5.6	3.1	8.4	3.3	赤崎																																				
10.3	5.4	2.2	5.1	成美																																					
15.4	10.5	7.3	以西																																						
9.1	3.2	安田																																							
4.3	上中山																																								
下中山																																									

東伯郡  
 接続町村間料程

泊村より気高郡膏谷町へ	7.7
泊村より気高郡中郷村へ	8.3
東郷松崎町より気高郡勝部村へ	10.6
三徳村より気高郡小鷲河村へ	15.7
小鹿村より気高郡小鷲河村へ	18.3
下中山村より西伯郡逢坂村へ	1.8
上中山村より西伯郡逢坂村へ	6.2

西伯郡料程表

逢坂	光徳	御来屋	名和	庄内	大山	所子	高麗	宇田川	淀江	大和	日吉津	巖	大高	春日	東長田	梶	大幡	幡郷	五石	尚徳	手間	賀野	上長田	法勝寺	大田	天津	成実	夜見	富益	和田	大津	中浜	余子	上道	境	外江	渡	崎津	彦名	米子
26.0	22.1	18.7	21.3	17.4	18.0	15.6	13.0	10.3	9.7	6.2	5.0	4.7	6.7	6.3	14.7	8.1	8.6	7.3	5.8	5.5	7.5	10.4	16.2	11.4	10.0	7.7	3.7	5.8	7.3	9.0	10.5	12.0	14.0	15.6	16.7	18.2	16.1	8.4	6.1	米子
32.1	28.2	24.8	27.4	23.5	24.1	21.6	19.1	16.4	15.8	12.3	11.1	10.8	12.8	12.4	20.8	14.2	14.7	13.4	12.0	11.6	13.6	16.5	22.3	17.5	16.1	13.8	9.8	1.7	3.2	4.8	6.4	7.8	9.8	11.5	12.6	12.1	10.0	2.3	彦名	
34.4	30.5	27.2	29.7	25.8	26.4	24.0	21.4	18.7	18.2	14.6	13.4	13.2	15.2	14.7	23.2	16.5	17.1	15.7	14.3	14.0	16.0	18.8	24.6	19.8	18.4	16.2	12.2	4.1	4.5	2.8	4.1	5.5	7.5	9.2	10.3	9.7	7.6	崎津		
42.1	38.2	34.8	37.4	33.5	34.1	31.6	29.1	26.4	25.8	22.3	21.1	20.8	22.8	22.4	30.8	24.2	24.7	23.4	22.0	21.6	23.6	26.5	32.3	27.5	26.1	23.8	19.8	11.0	9.5	7.8	6.3	4.8	2.8	4.5	5.5	2.1	渡			
44.2	40.3	37.0	39.5	35.6	36.2	33.7	31.2	28.5	28.0	24.4	23.2	26.0	25.0	24.5	33.0	26.3	26.8	25.5	24.1	23.7	25.7	28.6	34.4	29.6	28.2	26.0	22.0	13.1	11.6	10.0	8.4	7.0	5.0	4.5	3.4	外江				
42.7	38.8	35.5	38.1	34.2	34.7	32.3	29.7	27.1	26.5	23.0	21.7	21.5	23.5	23.1	31.5	24.8	25.4	24.1	22.6	22.3	24.3	27.2	33.0	28.2	26.7	24.5	20.5	10.8	9.4	7.7	6.2	4.7	2.7	1.1	境					
41.6	37.7	34.4	37.0	33.1	33.6	31.2	28.6	26.0	25.4	21.8	20.6	20.4	22.4	22.0	30.4	23.7	24.3	23.0	21.5	31.2	23.2	26.1	31.8	27.1	25.6	23.4	19.4	9.7	8.3	6.6	5.1	3.6	1.6	上道						
40.0	36.1	32.7	35.3	31.4	32.0	29.5	27.0	24.3	23.7	20.2	19.0	18.7	20.7	20.3	28.7	22.1	22.6	21.3	19.8	19.5	21.5	24.4	30.2	25.4	24.0	21.7	17.7	8.1	6.6	5.0	3.4	2.0	余子							
38.0	34.1	30.7	33.3	29.3	30.0	27.5	25.0	22.3	21.7	18.2	17.0	16.7	18.7	18.3	26.7	20.1	20.6	19.3	17.8	17.5	19.5	22.4	28.2	23.4	22.0	19.7	15.7	6.1	4.6	3.0	1.4	中浜								
36.5	32.6	29.3	31.8	28.0	28.5	26.1	23.5	20.8	20.3	16.7	15.5	15.3	17.3	16.8	25.3	18.6	19.2	17.8	16.4	16.1	18.1	21.0	26.7	22.0	20.5	18.3	14.3	4.6	3.2	1.5	大津									
35.0	31.1	27.7	30.3	25.3	27.0	24.5	22.0	19.3	18.7	15.2	14.0	13.7	15.7	15.3	23.7	17.1	17.6	16.3	14.8	14.5	16.5	19.4	25.2	20.4	19.0	16.7	12.7	3.1	1.6	和田										
33.3	29.4	26.1	28.6	24.7	25.3	22.8	20.3	17.6	17.1	13.5	12.3	12.1	14.1	13.6	22.1	15.4	16.0	14.6	13.2	12.8	14.8	17.7	23.5	18.7	17.3	15.1	11.1	1.4	富益											
31.8	28.0	24.6	27.2	23.3	23.8	21.4	18.8	16.2	15.6	12.1	10.9	10.6	12.6	12.2	20.6	14.0	14.5	13.2	11.7	11.4	13.4	16.3	22.1	17.3	15.8	13.6	9.6	夜見												
28.8	25.0	21.6	24.2	20.3	20.8	18.4	15.8	13.2	12.6	9.1	7.8	7.6	9.6	7.3	11.0	8.1	7.7	6.4	5.0	3.0	4.1	7.0	12.4	7.6	6.2	4.0	成実													
32.2	28.3	25.0	27.5	23.6	24.2	21.7	19.2	16.5	16.0	12.4	11.2	11.0	13.0	10.6	7.0	11.4	9.0	6.7	8.3	4.2	3.5	6.4	8.4	3.6	2.2	天津														
34.4	30.5	29.2	29.7	25.8	26.0	24.0	21.4	18.7	18.2	14.6	13.4	13.2	15.1	12.7	5.5	13.5	10.6	9.3	10.4	6.4	5.2	8.1	7.0	2.2	大田															
35.8	32.0	28.6	31.2	27.3	26.6	25.4	22.8	20.0	19.6	16.1	14.8	14.6	15.7	13.4	3.3	14.2	11.3	10.0	11.1	7.8	5.8	6.8	4.7	法勝寺																
40.6	36.7	33.4	36.0	32.1	31.4	30.2	27.6	24.7	24.4	20.8	19.6	19.4	20.5	18.2	3.8	19.0	16.1	14.7	15.8	12.6	10.6	11.1	上長田																	
33.2	29.3	26.0	28.5	24.6	22.4	22.7	20.0	15.7	17.0	13.7	12.5	11.6	11.5	9.2	7.5	10.0	7.1	5.7	6.8	4.8	2.8	賀野																		
30.6	26.7	23.4	26.0	22.1	20.7	20.2	17.6	14.1	14.4	10.8	9.6	9.4	9.8	7.5	10.4	8.3	5.4	4.1	5.2	2.0	手間																			
28.6	24.7	21.4	24.0	20.1	20.6	18.2	15.6	13.0	12.4	8.8	7.6	7.4	9.4	7.1	11.2	7.8	5.4	4.1	4.7	尚徳																				
26.6	22.6	19.3	21.8	18.0	16.6	16.1	13.5	9.1	10.3	7.4	6.2	4.7	4.8	2.3	14.4	3.1	2.7	1.4	五石																					
27.4	23.5	20.2	22.7	18.8	16.6	17.0	14.4	10.0	11.2	8.3	7.6	6.2	5.7	3.7	13.3	6.2	1.3	幡郷																						
26.1	22.2	18.8	21.4	17.5	15.3	15.6	13.1	8.6	9.8	7.0	7.2	5.5	4.4	3.8	14.6	2.8	大幡																							
24.2	20.3	17.0	19.5	15.6	14.0	13.7	11.2	6.7	8.0	5.1	5.3	8.6	2.5	1.7	17.5	梶																								
39.2	35.3	32.0	34.5	30.6	30.0	28.7	26.2	23.3	23.0	19.4	18.2	18.0	19.7	16.7	東長田																									
24.6	20.7	17.4	20.0	16.1	14.8	14.2	11.6	7.3	8.4	4.8	4.1	2.4	3.1	春日																										
21.6	17.7	14.4	17.0	13.1	11.7	11.2	8.6	4.2	5.4	2.5	3.6	2.0	大高																											
22.2	18.3	15.0	17.5	13.6	13.7	11.7	9.2	5.2	6.0	2.4	1.6	巖																												
21.0	17.1	13.7	16.3	12.4	13.0	10.5	8.0	5.3	4.7	1.2	日吉津																													
19.7	15.8	12.5	15.1	11.2	11.7	9.3	6.7	4.1	3.5	大和																														
16.2	12.3	9.0	11.5	7.6	8.2	5.7	3.2	3.0	淀江																															
19.2	15.3	12.0	14.5	10.6	10.7	8.7	6.2	宇田川																																
15.3	11.4	8.1	10.6	6.7	7.2	3.8	高麗																																	
13.3	9.4	6.1	8.6	4.7	6.0	所子																																		
15.4	11.5	8.2	10.7	6.8	大山																																			
8.5	4.6	1.3	3.8	庄内																																				
8.3	4.4	3.2	名和																																					
7.2	3.3	御来屋																																						
3.8	光徳																																							
逢坂																																								

米子市、西伯郡  
接続町村間料程

逢坂村より東伯郡下中山村へ	1.8
逢坂村より東伯郡上中山村へ	6.2
大山村より日野郡八郷村へ	11.8
梶村より日野郡八郷村へ	5.6
大幡村より日野郡八郷村へ	4.7
大幡村より日野郡溝口町へ	4.3
東長田村より日野郡二部村へ	10.2
上長田村より日野郡黒坂町へ	15.1
上長田村より日野郡大宮村へ	15.5
米子市より日野郡溝口町へ	13.8
大高村より日野郡溝口町へ	9.5
巖村より日野郡溝口町へ	10.8
手間村より日野郡八郷村へ	10.8
大山村より日野郡溝口町へ	16.5
大山村より日野郡日光村へ	13.8
賀野村より日野郡八郷村へ	11.8
賀野村より日野郡溝口町へ	6.4

日野郡 料 程 表

阿波	大宮	山上	多里	白野上	播梁	石見	黒坂	白野	根雨	榑茶川	江尾	米沢	日光	八郷	瀧口	三部
40.1	26.1	36.0	38.1	29.2	29.0	24.8	12.5	11.0	8.4	11.1	11.1	15.1	10.7	12.8	5.7	
45.8	31.8	41.7	43.8	35.0	34.7	30.6	18.3	16.7	14.2	12.4	9.5	13.5	8.4	7.1		
53.0	39.0	48.8	51.0	42.1	41.8	37.7	25.4	23.8	21.3	19.5	16.6	20.6	12.6	八郷		
50.4	36.4	46.3	48.4	39.5	39.3	35.2	22.8	17.0	14.4	10.0	7.1	9.4	日光			
47.3	33.3	43.2	45.3	36.4	36.2	32.1	19.7	13.8	11.3	6.8	4.0	采沢				
43.3	29.3	39.2	41.3	32.4	32.2	28.1	15.7	9.8	7.3	2.8	江尾					
40.4	26.4	36.3	38.4	29.5	29.3	25.2	12.8	7.0	4.4	榑茶川						
36.0	22.0	31.8	34.0	25.1	24.8	20.7	8.4	2.5	根雨							
33.4	19.4	29.3	31.4	22.5	22.3	18.2	5.8	日野								
27.5	13.5	23.4	25.5	16.6	16.4	12.3	黒坂									
34.3	25.8	22.6	17.1	14.8	7.0	石見										
30.0	23.4	18.3	11.6	10.5	播梁											
19.4	17.2	7.7	10.7	白野上												
24.5	22.3	12.8	多里													
11.6	9.8	山上														
14.0	大宮															
阿波																

日野郡  
猿纒町村間料程

- 大宮村より西伯郡上長田村へ
- 黒坂町より西伯郡上長田村へ
- 二部村より西伯郡栗原田村へ
- 二部村より西伯郡寶野村へ
- 瀧口町より西伯郡寶野村へ
- 瀧口町より西伯郡大滝村へ
- 八郷村より西伯郡大滝村へ
- 八郷村より西伯郡大山村へ
- 八郷村より西伯郡寶野村へ
- 八郷村より西伯郡半園村へ
- 米沢村より東伯郡山守村へ
- 瀧口町より西伯郡大山村へ
- 日光村より西伯郡大山村へ

15.5  
15.1  
10.2  
8.7  
6.4  
4.3  
4.7  
5.6  
11.8  
11.8  
10.2  
20.2  
16.5  
13.8









別表第七（第四号様式）  
（昭和 年 年度）

旅行取消旅費請求書  
旅費

收支命令書		副出納費、会計課長		主務課長		合 計		主 査	
昭和 年度	出 発	× × 会 計	取 消	預 金	目 録	部 門	細 節	字 算 残 額 検 印 年 月 日	
請求額	所 属 住 居 部 所 属 名	氏 名	職 務	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別
請求者	氏 名	職 務	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別
死亡	氏 名	職 務	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別
請求者との関係	氏 名	職 務	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別	職 務 級 別
上記の通り旅費を請求します		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		備 考	
上記の金額を領収しました		氏 名		氏 名		氏 名		氏 名	

96800

備考 本様式は用途に従い不用の文字は抹消して使用すること。



